



質問する志位和夫委員長

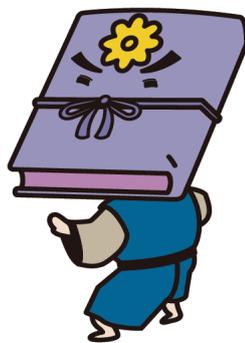
日本共産党 志位委員長が国会で追及 憲法破壊 許さない

集団的自衛権の行使容認を含む憲法解釈の変更によって、「戦闘地域に行かない」などとしてきたこれまでの海外派兵法の歯止めが失われる——。日本共産党の志位和夫委員長は5月28日の衆院予算委員会でこう追及し、その危険性を浮き彫りにしました。

志位 イラク・アフガン戦争のような場合に 「2つの歯止め」がなくなる 首相（歯止めを残すと言及せず）

志位氏は、米国が主導したアフガニスタン戦争（2001年～）、イラク戦争（03年～）への派兵の根拠となった両特別措置法に、「武力行使をしてはならない」（2条2項）「戦闘地域に行ってはならない」（2条3項）との歯止めが明記されていたことを指摘。憲法解釈の変更によって、この“二つの歯止め”が失われることになると追及しました。

安倍首相は「武力行使を目的とした戦闘行動に参加することはない」と釈明する一方、“二つの歯止め”を「残す」とは言いませんでした。



©カクサン部！
憲法担当部員・ボーケン師匠

「もし日本が集団的自衛権が行使できたら参戦を求めていた」
（米政府当事者）

テレビ朝日のインタビューで「もし日本がイラク戦争当時に集団的自衛権の行使ができたなら、米国は日本政府に参戦するよう要請したか」と問われて—。

「イエス。実際われわれは、政治的支援か、軍隊の派遣を求める戦略をまとめていました。もし（日本が）軍隊をどこにでも派遣できる準備が整っていたら、私は日本から部隊を2つ送ると、その戦略に書いたでしょう」（米国・パウエル国務長官の首席補佐官だったローレンス・ウィルカーソン氏）

裏面につづく➡

集団的自衛権行使容認反対キャンペーン中！しんぶん赤旗をぜひお読みください日刊3497円 日曜版823円

国政事務所ニュース

2014年
6月号外

発行：日本共産党国会議員団愛知事務所

〒460-0007 名古屋市中区新栄3-12-25 電話052-261-3461

日本共産党の見解を紹介します。ご意見、ご感想をお寄せ下さい。

志位 「後方支援」はどうするのか

首相 「従来の活動のあり方を検討する」

志位 「自衛隊が『戦闘地域』に行くこともありえるということだ」

志位氏は「補給、輸送、医療などの兵站（へいたん）活動、いわゆる後方支援はどうするのか」と迫りました。

政府はこれまで、これらの「後方支援」であっても戦闘地域で行わないことを建前にしてきました。戦闘地域では他国の「武力行使と一体化」し、相手の攻撃を招き、武力行使をすることになるという理由です。



志位 ともかくも政府自らがつくった歯止めだ。自衛隊がどんな活動であれ、「戦闘地域に行ってはならない」という歯止めを残すのか、残さないのか。

首相 武力の行使との一体化論を踏襲するが、従来から政府が示してきた判断基準をより精ちなものにするのは今後の検討課題だ。従来から述べている非戦闘地域、後方地域という概念も検討が必要と考えている。↗

首相はこう述べ、戦闘地域で活動しないというこれまでの政府見解を見直し、戦闘地域で活動することを否定しませんでした。

志位氏は「自衛隊の活動を拡大する方向での検討ということだ。きわめて重大だ。歯止めを無くす方向だ。自衛隊が戦闘地域に行くこともありうるということだ」と述べ、安倍内閣の狙いを批判しました。

志位 「『戦闘地域に行ってはならない』との歯止めを外せば、アフガン戦争参戦のNATOと同じになる」

NATOが集団的自衛権の行使として実施すると合意した8項目 (2001年アフガニスタン戦争)

燃料補給、空港・港湾の使用許可
米国施設などの保安強化
地中海東部への艦艇の派遣
早期警戒機(AWACS)の派遣
加盟国の領空通過許可
NATO責任地域への人員・装備の補充
テロに関する情報の協力強化
テロの脅威にさらされた関係国支援

志位氏は、「『戦闘地域に行ってはならない』という歯止めがなくなったらどうなるか」と提起。アフガン戦争に参戦したNATO諸国と、日本が同じになるのではないかと追及しました。安倍首相は「NATO軍は武力の行使を目的として戦闘に参加している。これはできない。決定的な違いと言っている」と答弁しました。

志位氏は、アフガン戦争に際しNATO諸国が集団的自衛権の発動として決めた8分野の支援をパネル（左）で示しました。いずれも直接の戦闘行為ではなく兵站活動、“後方支援”ばかりです。

ところが、米軍の犠牲者2322人に対し、米軍を除くNATO諸国21カ国の犠牲者も1031人にのぼります。

なぜNATO諸国にこれほど犠牲者が出たのか。志位氏はその理由を、「日本のような『武力行使してはいけない』『戦闘地域に行ってはならない』という歯止めがなかったからだ」と指摘しました。たとえ兵站活動であっても米軍の戦争に参戦し戦闘地域に行けば、相手側の攻撃の対象になって戦闘に巻き込まれてしまうのです。

志位氏は最後に、「『海外で戦争する国』への大転換を憲法解釈の変更で強行することは断じて許されない」と強調しました。